⑶　ただし、別表８－２「更生担保権弁済計画表（所有権留保：処分連動型）」記載の更生担保権を有する債権者については、当該債権者の有する当該更生担保権の全ての担保目的物の売却代金全額の受領後２ヶ月を経過する日と更生計画認可決定確定後４ヶ月を経過する日のいずれか遅い日までに、別表11「一般更生債権弁済計画表」の「確定一般更生債権額」から超過弁済額を控除し、不足弁済額を加算した額を「確定一般更生債権額」とみなして、上記⑴及び⑵に従って一括弁済する。

２　追加弁済

⑴　上記１の第１回弁済後、更生会社が保有する流動資産及び固定資産を換価して得た回収金から、共益債権の支払も含めた更生会社の更生手続及び清算手続に必要と見込まれる一切の費用を控除した後に余剰金がある場合、当該余剰金の金額を弁済資金として、追加弁済を行う。

⑵　追加弁済における弁済額は、次のとおり定める。

⑴の弁済資金を、別表11「一般更生債権弁済計画表」の「確定一般更生債権額」から前記１に基づく弁済額を控除し、かつ、不足弁済額を加算した額で按分して弁済する。

⑶　追加弁済は、管財人が指定する日に実施する。

⑷　追加弁済が実施された場合、前記１の免除は、追加弁済額の範囲で効力を失う。

第４節　弁済・納付に関するその他の事項

第１　弁済・納付の場所及び弁済費用の負担

１　金銭による弁済について

本更生計画による弁済（代物弁済を除く）は、弁済時における更生会社の本店において行う。但し、更生担保権者又は更生債権者が同意したときは更生会社の費用負担において更生担保権者又は更生債権者が指定する日本国内の預貯金口座に振り込むことにより弁済することができるものとする。

弁済日が、銀行休業日である場合は、翌営業日に弁済を行う。

２　代物弁済について

代物弁済は、対象物件が存在する場所において行う。なお、代物弁済に伴う対象物件の引渡に要する費用は更生担保権者の負担とする。

第２　放棄・取下債権の取扱

更生計画認可決定までの間に更生担保権又は更生債権の一部の放棄又は取下があったときは、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、放棄又は取下後の債権額を基準として適用する。

第３　債権譲渡等の取扱

更生債権開始決定日の翌日以降に更生債権又は更生担保権の移転があった場合には、更生計画の権利の変更及び弁済方法の定めは、移転前の債権額を基準として適用する。一部移転があった場合、新旧権利者は、移転後の債権額（但し、開始後の利息・損害金額を除く）に応じて、免除額を按分負担し、移転後の各弁済額を按分取得する。

第４　端数処理、弁済充当の順序

更生担保権者又は更生債権者への弁済額の算出にあたっては、弁済額につき１円未満の端数は切り上げる。

また、弁済する更生担保権又は更生債権の中に利息、損害金を含む場合の充当順序は、別に定めのない限り、損害金、利息、元本の順とし、また、別に定めのない限り、いずれの場合も、同じ性質の債権については発生の古いものから順次充当する。

第４章　未確定更生担保権等に対する措置

未確定更生担保権等は存在しない。

第５章　担保権等の措置

第１節　存続する担保権

第１　共同担保関係の消滅

全ての存続する担保権の共同担保関係は、更生計画認可決定の時に消滅する。

第２　他の担保権から変換された預金等質権に係る担保権

預金等質権に係る担保権は、更生計画認可決定以後も預金等質権の額で存続する。なお預金等質権の担保権は、第３章第１節第１の定めに基づき弁済が完了した時に消滅する。

第３　所有権留保に係る担保権

１　別表12「存続する担保権一覧表」に記載の所有権留保に係る担保権は、更生計画認可決定以後も別表13「担保権の目的物一覧表（所有権留保）」の「新しい債権額」欄記載の各額で存続する。

２　別表12「存続する担保権一覧表」に記載の所有権留保に係る担保権（別表13「担保権の目的物一覧表（所有権留保）」記載の物件整理番号11乃至16に関する担保権を除く）は、第３章第１節第２の２⑴の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。

更生会社は、第３章第１節第２の２⑴の方法に基づき金銭による一括弁済が完了したときに、当該担保権の目的物の所有権を取得するものとする。

この場合、担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

３　別表12「存続する担保権一覧表」に記載の所有権留保に係る担保権のうち、別表13「担保権の目的物一覧表（所有権留保）」記載の物件整理番号11乃至16に関する担保権は、本章第３節に定めるところに従って消滅する。

更生会社は、別表13「担保権の目的物一覧表（所有権留保）」記載の物件整理番号11乃至16について、第３章第１節第２の２⑵の定めに基づき売却に関する裁判所の許可が得られた時に、当該担保権の目的物の所有権を取得するものとする。

第４　リースに係る担保権

１　別表12「存続する担保権一覧表」に記載のリースに係る担保権は、更生計画認可決定以後も別表14「担保権の目的物一覧表（リース）」の「新しい債権額」欄記載の各額で存続する。

２　別表12「存続する担保権一覧表」に記載のリースに係る担保権は、第３章第１節第３の定めに基づき弁済が完了したときに消滅する。

更生会社はリース期間が満了するまでリースに係る対象物件（以下「リース物件」という）の使用を継続することができる。

なお、弁済（代物弁済を含む）が完了したときに管財人（更生手続の終結後は更生会社。以下本項において同じ）が求めた場合、管財人は、当該担保権者の同意を得て当該リース物件の所有権放棄の手続を受ける。管財人が当該担保権者に対してリース物件の所有権の放棄を求めようとするときは、管財人は書面で当該担保権者に請求することとし、書面の発信から１ヶ月を経過する日までに当該担保権者から不同意の意思表示がなされないときは、当該担保権者は所有権の放棄に同意したものとみなす。リース物件について当該担保権者の所有権の放棄がなされないときは、当該リース物件の所有者は、管財人の請求に従い、その責任と費用負担（リース物件を設置した場所について原状に回復する費用を含む）において当該リース物件を引き上げなければならない。

第２節　存続しない担保権

別表12に記載されていない一切の担保権（以下「存続しない担保権」という）は更生計画認可決定の時に消滅する。存続しない担保権に係る担保権者は、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更手続をする。存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登録の抹消登録手続又は名義変更に必要な一切の書類を管財人に対し交付しなければならない。